

平成29年第1回定例会

教育民生常任委員会会議録

(平成29年3月7日)

栄町議会

# 教 育 民 生 常 任 委 員 会

## 議 事 日 程

平成29年3月7日（火曜日）午後1時30分開会

### 事件(1) 付託議案の審査

議案第9号 栄町地域支援事業に関する利用料条例

### 出席委員（8名）

委員長	戸田 栄子 君	副委員長	高萩 初枝 君
委員	藤村 勉 君	委員	早川 久美子 君
委員	新井 茂美 君	委員	金島 秀夫 君
委員	橋本 浩 君	委員	岡本 雅道 君

### 欠席委員

なし

### 出席委員外議員

議長 大野 博 君

---

### 説明のため出席した者

総務課長	古川 正彦 君	健康介護課長	埜 寄 久雄 君
総務課長補佐	丸 彦 衛 君	健康介護課長補佐	大熊 正美 君

---

### 出席議会事務局

事務局長 鈴木 正巳 君 書記 野平 薫 君

◎ 開 会

○委員長（戸田 栄子君） ただいまから教育民生常任委員会を開会いたします。

---

◎ 開 議

○委員長（戸田栄子君） ただちに、本日の会議を開きます。

当委員会に付託されました案件は、議案第9号、栄町地域支援事業に関する利用料条例であります。

お諮りいたします。議案第9号については、審査の必要から町執行部の出席を求めることにしたいと思いますがこれにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長（戸田栄子君） 異議なしと認めます。よって、町執行部の出席を求めることに決定いたしました。

〔説明員 着席〕

古川総務課長及び丸課長補佐、埜寄健康介護課長及び大熊課長補佐におかれましては、お忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。

それでは、議案第9号、栄町地域支援事業に関する利用料条例を議題といたします。すでに本会議において提案理由の説明はいただいておりますので、その他、補足説明があればお願いいたします。埜寄健康介護課長。

○健康介護課長（埜寄久雄君） それでは、補足説明をさせていただきます。

説明の前に資料のほうのご用意をお願いいたします。議案の末尾に付いております概要資料が裏表になるかと思えます。そちらを使用して説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。それでは、補足説明を申し上げます。

まず、説明に当たりましては、利用料を徴する事業の説明からさせていただきます。なお、説明に当たっては、「介護予防日常生活支援総合事業」という長い名称でございますので、「総合事業」と略称を使用させていただきます。それでは説明を申し上げます。

まず今回、新たに開始する事業は、現在、総合事業として実施している専門職によるサービスのほか、人員や運営基準等を緩和して、専門職に一定の研修を受けたボランティアが参加するサービスの提供形態を可能にするものでございます。事業の具体例としましては、こちら、先ほどの概要資料の一番後ろ、2ページになります。2. 総合事業の内容について、をご覧くださいただければと思います。

まず、第一号訪問事業については、こちらは要支援1、要支援2及びチェックリストという形で、それに準ずるかたということで認められたかたが対象になりますが、そちらのかたに訪問をしまして、清掃、洗濯、調理等、日常生活における1時間程度の家事の援助を実施するも

のでございます。

続きまして、第一号通所事業でございますが、こちらは通所をしましてミニデイサービスや運動、レクリエーションを行い、閉じこもり防止を目的としたデイサービスでございます。

続きまして、この利用料条例についてご説明をいたします。利用料については現在、実施している総合事業や介護保険サービスの利用の負担割合と同様とし、原則1割又は2割としております。付け加えまして、この事業の開始によりまして利用者のサービスの選択肢を広げるだけではなく、今後も続く町の高齢化に対応するための介護予防サービス量の確保に資するとともに、地域づくりの一環として、元気な高齢者も「支える側」として活躍をしていただけるものと期待しております。

以上、補足説明とさせていただきます。

**○委員長（戸田栄子君）** 説明が終わりましたので、埜寄課長ほか補佐のほうから特別ありましたら、よろしいですか。それではただいま説明が終わりましたので、これより質疑を行いたいと思います。

委員の質疑はございますか。高萩委員。

**○委員（高萩初枝君）** 質疑を行います。

数点ございまして1点なんですが、利用料なんですが、これについては先ほどの説明で訪問介護の90%とか、要するにサービス単価ですね。これまでの90%を設定してやっているということでございますが、これをもとに利用料が1割、2割負担とか色々決まっているわけなんですが、この90%というのはどういうお考えに基づいて、この90%にされているのかどうかを教えてください。

**○委員長（戸田栄子君）** 埜寄健康介護課長。

**○健康介護課長（埜寄久雄君）** まず、こちらの単価設定の考え方でございますが、まず大前提となる単価につきましては厚生労働省令で定められた基準額を超えない範囲で、という条件がついてございます。その中で市町村の状況に併せて決定することとなりますが、栄町の場合は近隣で実例がまだ、あまりないということで、参考にできませんでした。他県で先行している自治体では、概ね現行相当の単価に、8割から9割の間で設定している自治体がございました。

栄町が9割を選択した理由でございますが、栄町の場合、資料にもございまして現在、事業者が非常に少のうございます。また、今後、栄町は後期高齢者が急激に増えるという、高齢化が進むというのが確実にっておりますので、そのかたが介護予防等を必要とする段階で、必要なサービスが不足するということがないように、事業者が継続して事業を実施できる単価、あるいは新規に参入していただけるような単価として9割を選択したところでございます。

以上でございます。

**○委員長（戸田栄子君）** 高萩委員。

○委員（高萩初枝君） 近隣ではまだ条例が決まっていないということで、近隣の状況はお聞きできないですね。どうですか、今現在で。

○委員長（戸田栄子君） 埜寄健康介護課長。

○健康介護課長（埜寄久雄君） ただいまのご質問にお答えいたします。

実例であるのが、郡内ですと白井市のみが、訪問型の訪問事業を先行して開始しております。ただこちらと同じような考えかたになっておりまして、まだ実施状況の実例が、情報がつかめていないという状況でございます。

○委員長（戸田栄子君） 高萩委員。

○委員（高萩初枝君） ちなみに、料金などはどうなっているのかは、白井市では。

○委員長（戸田栄子君） 埜寄健康介護課長。

○健康介護課長（埜寄久雄君） 申し訳ございません、具体的な単価まではまだ把握できてません。開始したという話まで、ということです。

○委員長（戸田栄子君） 高萩委員。

○委員（高萩初枝君） 確かに、これから後期高齢者、特に増えてくるのが目に見えている中で、介護予防は必要ですね。そういう中でやってくれる人、継続してやってくれる事業所とか新規にやってくれないと、需要に対応できなくなるのが目に見えてますよね。わかりました。

それからおうかがいしたいんですが、第4条の関係なんですが、第4条には利用料について、「災害その他の事由により特に必要があると認めるときは、町長が定める割合に相当する額を減免することができる。」と、これについて説明をお願いしたい。具体的に、その他の事由というのはどういうことを想定されてこの条例を作られているのかもよろしくお願いたします。

○委員長（戸田栄子君） 埜寄健康介護課長。

○健康介護課長（埜寄久雄君） それではただいまの第4条に関するご質問にお答えいたします。

まず、こちらの第4条におきましては現在、非常にここ最近、想定外の自然災害ですとか大規模な事故等が発生しております。そのために、こちら第4条を設けておりますが、特にこちら、全ての災害等、その他の事由を列挙しておくことは非常に技術的に困難でございますので、このような表現をさせていただいております。

なお、こちらについて、こちら実例をちょっと説明させていただきますと、東日本大震災の際は、避難所ですとか仮設住宅の生活が非常に長くなりまして、閉じこもり等が多数発生して、健康なかが要支援になったり、要支援のかが介護に進んで重度化してしまったりという実例が非常に多く報告されております。そのために、本事業につきましてはあくまでも介護に移行しない、あるいは日常の生活ができるような自立を目指す事業でございますので、そういう災害時にそのような介護度の重篤化のような状況にならないように、基本的にはということ

を想定しております。これはあくまでも一例とお考えいただければと思います。

なお、こちらを判断するにあたりましては、町長の判断ですが、例えば避難期間の長さですとか日常生活を取り戻すための時間等も非常に想定しづらいことですので、その辺を含んで総合的に判断せざるを得ないと思っております。

以上でございます。

**○委員長（戸田栄子君）** 高萩委員。

**○委員（高萩初枝君）** やっぱり気になりますのが、この災害はもちろんのことなんです、高齢者の収入の状況もピンからキリと申しますか、多い人もいれば少ない人も、収入が少ない人なんかはどうかなのかなと思ったんです。

**○委員長（戸田栄子君）** 埜寄健康介護課長。

**○健康介護課長（埜寄久雄君）** この第4条の規定を置かせていただいたというのが、あくまでも自然災害と大規模災害を想定したものでございます。こち不可抗力とか自分ではどうにもならない事由でございます。ただ、個人的な、経済的な問題につきましては、こちらは介護保険制度の財政の中で運営するものでございます。ご存知のとおり生活保護のかたも介護保険料払ったり、制度的に減免、非常に大きな率を減免しているということもございますが、そういう形で全ての人がお金を出し合うというのが保険制度の本旨でございますので、あくまでも所得に合わせた負担はいただいているということを大前提に考えている。そのために個人的な減免等については、経済的な理由については現在のところ、こちらのほうで提供させる考えはございません。

以上でございます。

**○委員長（戸田栄子君）** 高萩委員、よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。藤村委員。

**○委員（藤村 勉君）** 今、高萩委員のにもちよつと付随するんですけれども、この単価そのものは最終的には町長が決めて、今回、この金額が出ているんですけれども、これはそのときそのとき、要するにそのとき物価などがしたときに、この値段そのものは設定が変わるわけですか。

**○委員長（戸田栄子君）** 埜寄健康介護課長。

**○健康介護課長（埜寄久雄君）** それではただいまのご質問にお答えいたします。

こちらの報酬単価は先ほどの概要資料の1ページ目の、参考という形でお示ししている金額だと思います。こちら介護報酬につきましては、確実に、3年に1回の改定がございます。その他に、例えば消費税の動向によったりとか、あるいは介護従事者の給与水準のアップとかという形で制度改正も頻繁に行われるということがございます。例えばこの事業以外の介護給付、あるいは介護予防サービスのかたはそれにあわせて負担をしていただいておりますので、こちらのかたと均衡をとるためにはやはり同じような考え方で、改定があった際には見直していか

ざるをえないと思っております。

以上でございます。

**○委員長（戸田栄子君）** 藤村委員、よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。岡本委員。

**○委員（岡本雅道君）** 概要説明資料の中で、訪問型サービスについては利用回数が1回、2回、3回以上という回数はわかるんですが、通所型サービスの場合は回数は関係なく、月額で決まるということなんですか。

**○委員長（戸田栄子君）** 埜寄健康介護課長。

**○健康介護課長（埜寄久雄君）** ただいまのご質問にお答えいたします。

こちらの事業については、現在の要支援1、要支援2のかたが使っております介護予防デイサービスにつきましても、月額で負担をいただいておりますので、同じような制度で、同じ保険証で使い方が変わるとするのは非常に煩雑になりまして、事業者あるいは利用者のかたの混乱を招くということが予想されますので、同じような考え方で月額とさせていただいております。

**○委員長（戸田栄子君）** 岡本委員。

**○委員（岡本雅道君）** そうすると、訪問型については現在も回数別になっているということですか。

**○委員長（戸田栄子君）** 埜寄健康介護課長。

**○健康介護課長（埜寄久雄君）** 回数ごとの月額になっております。

**○委員長（戸田栄子君）** よろしいですか。

その他、質疑はございませんか。

[「なし」の声あり]

**○委員長（戸田栄子君）** 質疑がなければ、これで終わりにさせていただいてよろしいでしょうか。

これより議案第9号に対し、委員各位から討論を含めたご意見をお聞きいたします。討論、ご意見はございませんか。

[「なし」の声あり]

**○委員長（戸田栄子君）** これにて各委員からの意見、討論を終わります。

これより議案第9号を採決いたします。議案第9号を原案のとおり決定することに賛成のかたは挙手願います。

[挙手全員]

**○委員長（戸田栄子君）** 挙手全員。

よって、議案第9号、栄町地域支援事業に関する利用料条例は、原案のとおり可決すべきと決定いたしました。

以上で、教育民生常任委員会に付託された案件の審査は終了いたしました。なお、本委員会の委員長報告書の作成は、委員長に一任願います。

---

◎ 閉 会

○委員長（戸田栄子君） 本日の会議を閉じます。

以上をもって、教育民生常任委員会を閉会といたします。ご苦労さまでした。

午後1時48分 閉会

---

上記会議録を証するため下記署名いたします。

平成29年3月14日

教育民生常任委員会  
委員長 戸田 栄子